

三重県国民保護計画中間案から最終案への変更箇所

番号	該当ページ		中間案	該当ページ		最終案
1	全体	-	-	全体	修正	「市町村」を「市町」とする
2	第1編	2	(2)県国民保護計画目的 ...作成するものであり、県内における武力攻撃、...	2	削除	(2)県国民保護計画目的 ...作成するものであり、武力攻撃、...
3	第1編	5	指定公共機関 ...政令及び内閣総理大臣告示で指定された160法人	5	修正	指定公共機関 ...政令及び内閣総理大臣告示で指定されたもの
4	第1編	5	治安出動 一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動	5	修正	治安出動 内閣総理大臣が、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動
5	第1編	5	防衛出動 武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動	5	修正	防衛出動 内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動
6	第1編	10	大阪防衛施設局 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整に関すること。 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整に関すること。	10	削除	大阪防衛施設局 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整に関すること。
7	第1編	11	表1-5 水道事業者 水道用水供給事業者、工業用水道事業者	11	削除	-
8	第1編	24	航空攻撃 ・陸上及び海上攻撃に先行又は並行し、航空優勢の確保、及び重要な施設の破壊等を目的として、航空機及びミサイル等により急襲的又は、反復的に行われる攻撃	24	削除	航空攻撃 ・重要な施設の破壊等を目的として、航空機に搭載したミサイル等により急襲的に行われる攻撃
9	第2編	29	1 県の各部局における平素の業務（各部局） 各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。 この場合、国民保護部局長会議等において、国民保護措置の実施体制について部局間の情報共有を図る。	29	追加	1 県の各部局等における平素の業務（各部局、警察本部） 県の各部局及び県警察は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。 この場合、国民保護部局長会議等において、国民保護措置の実施体制について部局間等の情報共有を図る。
10	第2編	30	-	30	追加	警察本部 ・警備体制の整備に関すること。 ・広域緊急援助隊の出動体制等の整備に関すること。 ・通信体制の整備に関すること。 ・情報の収集及び伝達に関する体制の整備に関すること。 ・交通の確保に関する体制の整備に関すること。 ・生活関連等施設の安全確保に関すること。
11	第2編	31	(3)県の体制及び職員の参集基準等（防災危機管理局） ...、非常体制に対応する武力攻撃災害が発生又は発生するおそれが...	31	修正	(3)県の体制及び職員の参集基準等（防災危機管理局） ...、非常体制を取るべき事案が発生又は発生するおそれが
12	第2編	34	(4) 海上保安庁との連携（防災危機管理局） 県は、...海上交通の活用及び海上の安全確保を円滑に行うため、海上保安庁との連携を図る。	34	修正	(4) 管区海上保安本部等との連携（防災危機管理局） 県は、...海上交通の活用及び海上の安全確保を円滑に行うため、管区海上保安本部等との連携を図る。

三重県国民保護計画中間案から最終案への変更箇所

番号	該当ページ		中間案	該当ページ	最終案
13	第2編	37	(3) ボランティア団体等に対する支援（防災危機管理局、生活部、健康福祉部） …また、企業ボランティアの育成に努め、企業ボランティアの活動が促進されるよう、その活動環境の整備を図る。	37	修正 (3) ボランティア団体等に対する支援（防災危機管理局、生活部、健康福祉部） …また、企業ボランティアの支援に努め、企業ボランティアの活動が促進されるよう、その活動環境の整備に努める。
14	第2編	39	-	39	追加 表2-4内 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援助を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
15	第2編	43	(1) 県における訓練の実施（防災危機管理局） …なお、訓練の実施に当たっては、…警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。	43	修正 (1) 県における訓練の実施（防災危機管理局） …なお、訓練の実施に当たっては、…県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。
16	第2編	48	(2) 避難施設の指定に当たって留意事項（防災危機管理局） ア 避難施設として…	48	修正 (2) 避難施設の指定に当たって留意事項（防災危機管理局） ア 避難所として…
17	第2編	50	表2-5 生活関連施設等の種類 第27条 8号 旅客ターミナル、航空保安施設	50	追加 表2-5 生活関連施設等の種類 第27条 8号 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
18	第2編	51	(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知 知事は、…県警察及び海上保安部長と協力し、周知徹底する。	51	修正 (1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知 知事は、…県警察及び海上保安部長等と協力し、周知する。
19	第2編	52	(3) 管理者に対する要請 県は、…安全確保措置について定めるものとする。	52	修正 (3) 管理者に対する要請 県は、…安全確保措置について定めることに留意するものとする。
20	第2編	55	(1) 住民に期待する行動等の啓発（防災危機管理局） … ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置	55	削除 (1) 住民に期待する行動等の啓発（防災危機管理局） … ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助
21	第2編	56	3 市町村における国民保護に関する啓発（市町村） 市町村は …住民に対する啓発を行うものとし…	56	修正 3 市町における国民保護に関する啓発（市町） 市町は …住民に対する啓発を行うよう努めるものとし…
22	第3編	58	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 1 事態認定前における初動連絡体制及び初動措置	58	削除 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 1 初動連絡体制及び初動措置
23	第3編	58	1 事態認定前における初動連絡体制及び初動措置 オ 知事は、防災危機管理局及び県民局によって収集された情報から、県内に発生している危機の原因がテロ又はその確率が著しく高い場合は、県危機管理計画に定める方法に従い対応するものとし、異常な自然現象に起因するものであると認める場合又はテロと断定できない場合は、県地域防災計画に定める方法に従い、被害の最小化を図る。	58	修正 1 初動連絡体制及び初動措置 オ 知事は、防災危機管理局及び県民局によって収集された情報から、県内に発生している被害が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合は、県地域防災計画に定める方法に従い対応するものとし、それ以外の場合には、県危機管理計画に定める方法に従い、被害の最小化を図る。
24	第3編	58	(2) 県危機対策本部の設置（防災危機管理局） イ 県は、…消防庁を経由（警察本部長においては警察庁を経由）して国〔内閣官房〕に連絡する。 ウ 県危機対策本部は、県警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じて…	58	修正 (2) 県危機対策本部の設置（防災危機管理局） イ 県は、…消防庁を経由（県警察本部長においては警察庁を経由）して国〔内閣官房〕に連絡する。 ウ 県危機対策本部は、県警察、消防、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて…
25	第3編	59	(3) 事態認定前における初動措置（防災危機管理局） 県は、県危機対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、…図る。	59	修正 (3) 県危機対策本部における初動措置（防災危機管理局） 県は、県危機対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法等に基づく避難の指示、…を図る。 事態認定後においては、退避の指示、緊急通報の発令、県対策本部設置指定の要請等国民保護法に基づく措置を行う。

三重県国民保護計画中間案から最終案への変更箇所

番号	該当ページ		中間案	該当ページ	最終案
26	第3編	60	図3-1 危機発生時のフローチャート 左側矢印内 政府による事態認定	60	修正 図3-1 危機発生時のフローチャート 左側矢印内 政府による本部設置の指定(事態認定)
27	第3編	60	図3-1 危機発生時のフローチャート 右側矢印内 テロでないと判断された場合	60	修正 図3-1 危機発生時のフローチャート 右側矢印内 災害対策基本法の災害に該当する場合
28	第3編	66	警察部 ・検視及び身元確認に関すること。	66	修正 警察部 ・身元の確認等に関すること。
29	第3編	69	第3章 関係機関相互の連携 4 消防機関及び海上保安庁との連携	69	修正 第3章 関係機関相互の連携 4 消防機関及び海上保安部との連携
30	第3編	70	4 消防機関及び海上保安庁との連携(防災危機管理局) 県は、...海上の安全確保等を実施する海上保安庁との連携を、県対策本部の連絡員等を通じて図る。	70	削除 4 消防機関及び海上保安部との連携(防災危機管理局) 県は、...海上の安全確保等を実施する海上保安部との連携を、県対策本部の連絡員等を通じて図る。
31	第3編	83	(4) 国の対策本部長による利用指針の調整(防災危機管理局) 自衛隊等の...実施について、道路施設等における...特定公共施設等の利用に関する法律第12条に規定する道路の利用指針等の策定に係る調整が...	83	修正 (4) 国の対策本部長による利用指針の調整(防災危機管理局) 自衛隊等の...実施について、道路等における...特定公共施設等の利用に関する法律第12条第1項の道路の利用指針等の策定に係る調整が...
32	第3編	83	(8) 地域特性に応じた住民の避難(防災危機管理局) ア 都市部における住民の避難 四日市市、津市等都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、知事は、...	83	修正 (8) 地域特性に応じた住民の避難(防災危機管理局) ア 都市部における住民の避難 都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うこととされている。 知事は、...
33	第3編	84	(9) 各攻撃に応じた住民の避難(防災危機管理局) 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村、警察、海上保安庁及び自衛隊の連携が図られるように広域的な調整を行うとともに、...	84	修正 (9) 各攻撃に応じた住民の避難(防災危機管理局) 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町、県警察、管区海上保安本部等及び自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町長の要請の調整を行うとともに、...
34	第3編	95	エ 被災者の捜索及び救出(防災危機管理局、警察本部) 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携 オ 埋葬及び火葬(健康福祉部) ・ 県警察、海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 ケ 死体の捜索及び処理(健康福祉部、警察本部) ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携	95	修正 エ 被災者の捜索及び救出(防災危機管理局、警察本部) 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊、管区海上保安本部等の関係機関との連携 オ 埋葬及び火葬(健康福祉部) ・ 県警察、管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 ケ 死体の捜索及び処理(健康福祉部、警察本部) ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関、自衛隊、管区海上保安本部等の関係機関との連携

三重県国民保護計画中間案から最終案への変更箇所

番号	該当ページ	中間案	該当ページ	最終案
35	第3編 96	(1) 救援の際の物資の売渡し要請等 知事は、...に留意する。 ・救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請 ・前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用 ・特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令 ・収容施設及び臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要） ・特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査 ・特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査 ・医療の要請及び指示	96 修正	(1) 救援の際の物資の売渡し要請等 知事は、...に留意する。 なお、救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）を、県内で十分に確保することができない場合等には、法の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、次のアからウまでの措置の実施を要請する。 ア 特定物資について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請 イ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用 ウ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令 エ 収容施設及び臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要） オ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査 カ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査 キ 医療の要請及び指示
36	第3編 97	図3-8 救援に関する措置関連図 右端 救援の実施	97 追加	図3-8 救援に関する措置関連図 右端 救援の実施又は協力
37	第3編 102	(1) 生活関連等施設の状況の把握 知事は、...当該施設の管理者、所管省庁、県警察及び海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。	102 修正	(1) 生活関連等施設の状況の把握 知事は、...当該施設の管理者、所管省庁、県警察及び海上保安部長と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。
38	第3編 103	(4) 立ち入り制限区域の指定 ア 範囲 ・・・海上保安部長等が設定（生活関連等施設・・・） (4) 立ち入り制限区域の指定 イ 公示等 ・・・ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、・・・期間等を明らかにする。 (4) 立ち入り制限区域の指定 ウ 立ち入り制限・・・ ・・・当該区域からの退去を命令する。	103 修正	(4) 立ち入り制限区域の指定 ア 範囲 ・・・海上保安部長等が設定することとされている（生活関連等施設・・・） (4) 立ち入り制限区域の指定 イ 公示等 ・・・ラジオ等を通じた発表等により公示することとされている。また、・・・期間等を明らかにすることとされている。 (4) 立ち入り制限区域の指定 ウ 立ち入り制限・・・ ・・・当該区域からの退去を命令することとされている。
39	第3編 104～105	-	104～105 追加	表3-3 危険物質等の種類とそれに応じた措置との関係
40	第3編 110	-	110 追加	2 知事の事前措置（防災危機管理局、警察本部） 知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者等に対して、武力攻撃災害の拡大を防止するため、必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。この場合において、知事が当該指示をした場合には、直ちにその旨を市町長へ通知する。 また、警察署長は、知事又は市町長から要請があったときは、同様の指示をする。
41	第3編 113	ウ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請 被災県の知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、...	113 削除	ウ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請 知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、...

三重県国民保護計画中間案から最終案への変更箇所

番号	該当ページ	中間案	該当ページ	最終案
42	第3編 117	(2) 大規模集客施設等におけるマニュアル等の作成、訓練等の実施（関係各部署） ア 大規模集客施設等の管理者は、武力攻撃事態の発生時における職員の初動対応、指揮命令系統、施設利用者の救助、避難誘導等を定めたマニュアル等の作成に努めるものとする。 イ 大規模集客施設等の管理者は、武力攻撃時に施設利用者の安全を確保するため、県警察、消防等の関係機関と連携して、国民保護措置に関する訓練を定期的実施し、職員の災害時対応能力の向上に努めるものとする。 ウ 県は、市町村と役割を分担して、大規模集客施設等の管理者がマニュアル等の作成、訓練の実施等を行う場合に、必要な助言を行う。	118 修正	(2) 大規模集客施設等におけるマニュアル等の作成、訓練等の実施（関係各部署） ア 大規模集客施設等の管理者が、武力攻撃事態の発生時における職員の初動対応、指揮命令系統、施設利用者の救助、避難誘導等を定めたマニュアル等を作成する場合には、県は、市町と連携して必要な助言等を行う。 イ 大規模集客施設等の管理者が、武力攻撃時に施設利用者の安全を確保するため、県警察、消防等の関係機関と連携して、国民保護措置に関する訓練を定期的実施する場合には、県は、市町と連携して必要な支援を行う。
43	第3編 117	(3) 観光客、外国人等に対する配慮（関係各部署） ア 大規模集客施設等の管理者は、施設内の避難経路を示す掲示板、標識等を簡明、かつ効果的にすると共に、多言語化を図るよう努める。	118 修正	(3) 観光客、外国人等に対する配慮（関係各部署） ア 県は、大規模集客施設等の管理者に対して、施設内の避難経路を示す掲示板、標識等を簡明、かつ効果的にすると共に、多言語化を図るよう要請する。
44	第3編 118	(3) 大規模集客施設等におけるマニュアル等に準じた措置（大規模集客施設等の管理者） 大規模集客施設等の管理者は、...している場合において、あらかじめマニュアルを定めている場合には、あらかじめ定めたマニュアル等に準拠し、滞在者の安全の確保に努めるものとする。	119 修正	(3) 大規模集客施設等におけるマニュアル等に準じた措置（大規模集客施設等の管理者） 大規模集客施設等の管理者は、...している場合において、マニュアルを定めた場合には、当該マニュアル等に準拠し、滞在者の安全の確保に留意するものとする。
45	第3編 119	(1) 被災情報の収集及び報告（防災危機管理局、警察本部） オ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び中部管区警察局に速やかに連絡する。	120 修正	オ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び中部管区警察局に速やかに報告する。
46	第3編 121	(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行（教育委員会） ウ 措置の執行は、所有者又は管理者の正当な意見を尊重し、文化財保護法第38条及び関連する条項に基づき実施しなければならない。	122 削除	(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行（教育委員会） ウ 措置の執行は、所有者又は管理者の正当な意見を尊重しなければならない。
47	第3編 123	(1) 被災児童生徒等に対する教育（教育委員会） 県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に...生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、...	124 修正	(1) 被災児童生徒等に対する教育（生活部、教育委員会） 県は、被災した児童生徒等に対する教育に...生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を実施又は支援するとともに、...
48	第3編 125	(2) 交通規制の実施（警察本部） 緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。	126 追加	(2) 交通規制の実施（警察本部） 緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。 なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。
49	第3編 125	(4) 交通規制等の周知徹底（県土整備部、警察本部） 県警察及び道路管理者は、交通規制及び道路の通行禁止措置等を行ったときは、...	126 修正	(4) 交通規制等の周知徹底（県土整備部、警察本部） 県警察及び道路管理者である県は、交通規制及び道路の通行禁止措置等を行ったときは、...